1. 対象者
	1. 要介護者及び家族介護者が属する世帯の世帯員のすべてが市民税非課税であること。
	2. 要介護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者でないこと。
	3. 要介護者１人に対し家族介護者が複数存在するときは、主たる家族介護者を給付の対象者とする。
	4. ①②の規定にかかわらず、要介護者が２週間を超えて医療機関に入院若しくは介護保険法第８条第９項に規定する短期入所生活介護を利用する場合、又は次に掲げる施設に入所し若しくは入居している場合は、紙おむつ等を給付しな

（ア）　老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の４に規定する養護老人ホー

ム

(イ)　老人福祉法第20条の６に規定する軽費老人ホーム

(ウ)　老人福祉法第29条第１項に規定する有料老人ホーム

(エ)　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第５条第１

に規定するサービス付き高齢者向け住宅

(オ)　介護保険法第８条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う住居

(カ)　介護保険法第８条第21項に規定する地域密着型特定施設

(キ)　介護保険法第８条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設

(ク)　介護保険法第８条第27項に規定する介護老人福祉施設

(ケ)　介護保険法第８条第28項に規定する介護老人保健施設

(コ)　介護保険法第８条第29項に規定する介護医療院

(サ)　健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条

の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規

定による改正前の介護保険法第８条第26項に規定する介護療養型医療施

設（平24年厚生労働省告示第251号）

1. 給付対象商品
	1. 紙おむつ
	2. 尿取りパッド
	3. 介護シーツ
2. 上限金額

一人当たり月額4,120円（税込み）

（４）給付方法

委託業者により家族介護者が選択した紙おむつ等を各戸配布する。